

令和 4 年 10 月 5 日
国土交通省海事局

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令
の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 4 年 8 月 9 日から令和 4 年 9 月 7 日まで、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和 4 年 8 月 9 日（火）から令和 4 年 9 月 7 日（水）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 2 件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局外航課
03-5253-8618

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	考え方
異論ありませんが、自衛隊は派遣できないのでしょうか？	ソマリア沖・アデン湾等における海賊対策については、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法に基づく、民間武装警備員の乗船による警備の実施以外にも、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づき、海上保安庁及び自衛隊により、海賊行為への対処等の措置のため、護衛艦による船舶護衛等を実施しているところです。

※掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。